

文京区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年六月三十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第六十五号

文京区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

文京区子ども・子育て支援法施行細則（平成二十六年十一月文京区規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」を「教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定却下通知書」を「教育・保育給付認定却下通知書」改める。

第七条中「施設型給付費・地域型保育給付費等利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額決定通知書」に改める。

第十条第二項中「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証」を「教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証」に改める。

第十一条中「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までを次のように改める。

様

文京区長



教育・保育給付認定通知書兼支給認定証

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請について、子ども・子育て支援法第20条の規定により、以下のとおり決定したことを証します。

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名		認定区分
	生年月日		認定有効期間
保護者	住所		
	フリガナ	保護者	フリガナ
	氏名		氏名
	生年月日		生年月日
保育必要性の事由			
保育必要量			
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			
お問合せ先		電話番号	
文京区			
住所			
(識別番号)			

支給認定証		認定番号	
子ども	フリガナ		認定区分
	氏名		有効期間
	生年月日		保育必要量
保護者	住所		
	フリガナ	保護者	フリガナ
	氏名		氏名
	生年月日		生年月日
保育必要性の事由			
年 月 日 交付 文京区長			

別記様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

文京区長



教育・保育給付認定却下通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請については、以下の理由により却下することに決定しましたので、通知いたします。

子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
申請年月日		
却下年月日		
却下理由		
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>		
お問合せ先 文京区 住所 電話番号		
(識別番号)		

第 号
年 月 日

様

文京区長



利用者負担額決定通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る利用者負担額について、以下のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

認定番号					
子ども	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				
保護者	住所				
	フリガナ		フリガナ		
	氏名		氏名		
	生年月日		生年月日		
利用施設	名称				
	所在地				
認定有効期間					
認定区分					
保育必要量					
利用者負担額					
階層					
適用期間					
お問合せ先 文京区 住所 電話番号					
(識別番号)					

別記様式第六号及び別記様式第七号を次のように改める。

様

文京区長



教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定について、子ども・子育て支援法第23条第2項又は第4項の規定により、以下のとおり変更したことを証します。

なお、支給認定証を区に速やかに返還してください。

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保護者	住所		
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
	保育必要性の事由	変更前	変更後
認定区分	変更前	変更後	
認定有効期間	変更前	変更後	
保育必要量	変更前	変更後	
変更理由			変更年月日
お問合せ先 文京区 住所		電話番号 (識別番号)	

支給認定証		認定番号	
子ども	フリガナ	認定区分	
	氏名	有効期間	
	生年月日	保育必要量	
保護者	住所		
	フリガナ	保護者	フリガナ
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
	保育の必要性の事由		
年 月 日 交付 文京区長			

第 号
年 月 日

様

文京区長



教育・保育給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第24条の規定により、以下のとおり教育・保育給付認定を取り消しましたので、通知します。

なお、支給認定証を区に速やかに返還してください。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		
お問合せ先 文京区 住所 電話番号 <p style="text-align: right;">(識別番号)</p>		

別記様式第八号の三及び別記様式第八号の四を次のように改める。

様

文京区長



施設等利用給付認定通知書

子育てのための施設等利用給付認定の申請について、子ども・子育て支援法第30条の5の規定により、以下のとおり決定しましたので通知します。

認定番号				
子ども	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	住所			
	フリガナ	フリガナ		
	氏名	氏名		
	生年月日	生年月日		
	保育必要性 の事由			
認定区分				
認定有効期間				
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>				
お問合せ先 文京区 住所 電話番号				
(識別番号)				

様

文京区長



施設等利用給付認定却下通知書

施設等利用給付認定の申請について、子ども・子育て支援法第30条の5の規定により、以下のとおり却下しましたので通知します。

子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
申請年月日		
却下年月日		
却下理由		
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>お問合せ先 文京区 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">(識別番号)</p>		

別記様式第八号の六及び別記様式第八号の七を次のように改める。

様

文京区長



施設等利用給付認定変更通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、以下のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号					
子ども	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				
保護者	住所				
	フリガナ		フリガナ		
	氏名		氏名		
	生年月日		生年月日		
	保育必要性の事由	変更前		変更後	
認定区分	変更前		変更後		
認定有効期間	変更前		変更後		
変更年月日					
変更理由					
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>お問合せ先 文京区 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">(識別番号)</p>					

第 号
年 月 日

様

文京区長



施設等利用給付認定取消通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、以下のとおり認定を取り消しましたので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>お問合せ先 文京区 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">(識別番号)</p>		

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に通知され、又は交付を受けたこの規則による改正前の文京区子ども・子育て支援法施行細則別記様式第二号による施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定通知書兼支給認定証、別記様式第四号による施設型給付費・地域型保育給付費等利用者負担額決定通知書、別記様式第六号による施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証、別記様式第八号の三による施設等利用給付認定通知書及び別記様式第八号の六による施設等利用給付認定通知書は、それぞれこの規則による改正後の文京区子ども・子育て支援法施行細則記様式第二号による教育・保育給付認定通知書兼支給認定証、別記様式第四号による利用者負担額決定通知書、別記様式第六号による教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証、別記様式第八号の三による施設等利用給付認定通知書及び別記様式第八号の六による施設等利用給付認定変更通知書とみなす。